

# 令和6年度第4回 京都地方最低賃金審議会

## 議事録

令和6年8月21日（水）

午前10時00分～午前10時35分

京都労働局6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

## 令和6年度 第4回 京都地方最低賃金審議会

令和6年8月21日（水） 午前10時00分～午前10時35分  
京都労働局 6階 会議室

●労側委員、■使側委員、○公益委員、事務局

（開始）

○清水賃金室長

それでは、定刻になりましたので、これから第4回京都地方最低賃金審議会を開催します。

開催前に事務局から、傍聴者の出席状況、報道機関について報告させていただきます。

会議は公開としておりますが、本日の傍聴者の出席は4名となっております。取材は来ておりません。以上です。

では会長、開会をお願いします。

○岩永会長

おはようございます。

ただいまから、第4回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○清水賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、計14名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

それでは労働者側は、大西稔委員をお願いいたします。

使用者側は、沼田委員をお願いいたします。

議事に入っていきたいと思います。

最初の議事ですが、京都府最低賃金の改正答申に関する異議の申出についてでございます。

さる8月5日に行いました京都府最低賃金の改正答申につきまして、異議の申出がありました。

その取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明します。

京都府最低賃金の改正につきまして、8月5日に答申をいただき、同日から8月20日までの間、最低賃金法第11条第1項により、答申の要旨と改正に対する異議申出の公示をしました。

公示期間中、ユニオンネットワーク・京都、京都地方労働組合総評議会、京都生協労働組合パート部会の合計3件の異議申出書を受理しております。

異議申出があった場合には、最低賃金法第11条第3項により、申出の内容について最低賃金審議会に意見を求めなければならないと規定されており、本日、本審議会を開催し、審議をお願いすることになりました。

異議を求められた審議会は、その異議申出の内容について審議して、京都労働局長に答申することになります。つまり、本日の審議会は、8月5日の京都府最低賃金の改正答申に対する意見である異議申出について、検討する場ということになります。以上です。

○岩永会長

ありがとうございます。

それでは、局長から諮問をいただきたいと思えます。

○角南労働局長

第3回審議会にて答申をいただきました京都府最低賃金の改正に関しまして、異議申出の公示を行いましたところ、先ほどご説明しましたとおり、3件の異議申出書が提出されたところでございます。

これらの取扱いにつきまして、貴審議会でのご意見を賜りたく諮問をいたしたいというふうに考えております。

(局長から会長へ、諮問文を手交)

○清水賃金室長

では、事務局が諮問文を読み上げます。

京労発基 0821 第 1 号

令和 6 年 8 月 21 日

京都地方最低賃金審議会会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長 角南 巖

令和 6 年度京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、ユニオンネットワーク・京都、京都地方労働組合総評議会及び京都生協労働組合パート部会から、別添のとおり、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上です。

○岩永会長

それでは審議に入りたいと思いますが、労働局長あてに提出されている異議申出の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

異議申出書について説明いたします。

最初は、ユニオンネットワーク・京都から提出された異議申出です。

資料ナンバー 1 の 2 ページをご覧ください。

異議申出の内容は、最低賃金を 50 円引き上げ、1,058 円とする意見については低すぎる。

地域間格差の是正、全国一律化を求めているが、目安どおりでは、差は縮まらない。

この間の物価上昇で、下がり続けた実質賃金の水準を取り戻すことができない。

格差と貧困が深刻な社会問題になっている現実に、有効に働きかける最低賃金の水準を明確にすべきであるとの内容です。

その理由として、50 円の引き上げでは、最低賃金法第 1 条に掲げられている最低賃金の目的には不十分ですし、また I L O 131 号条約では、最低賃金水準の決定に当たり考慮すべき要素として、「労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付および他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの」とされているが、これにもはるかに及ばない。

O E C D の調査による相対的貧困率では、15.7 パーセント。これは 2021 年です。貧困率の高いグループになっている。

今年の見安は一律 50 円ですが、これでは地域格差の是正にはならない。全国一律の最低賃金実現に向けて、積極的な動きをすべきである。京都で言えば、隣

接する大阪府との差が 56 円であり、労働する地域の選択に大きな影響を及ぼしている。

物価上昇により生活の質が低下している現状は、多くを語る必要はないが、この数年間の低下を取り戻す引き上げになっておらず、貧困が深まっている。

欧米諸国では、最低賃金 2,000 円が当たり前になっている現在、日本の最低賃金は低すぎて、果たすべき役割を果たしていないと言える。この水準が、先進諸国の当たり前になっていることを確認したうえで、格差是正と貧困撲滅の目標を明確にして、最低賃金の水準を検討すべきだと考えるなどが述べられています。

次に、京都地方労働組合総評議会から提出された異議申出です。

資料ナンバー 1 の 5 ページをご覧ください。

異議の内容は、最低賃金について、直ちに時間額 1,500 円以上へ到達することを求めるというものです。

その理由として、物価高騰に見合う引上げが最低限必要である。

最低賃金近傍の労働者の生活困窮を救済する観点からも、大幅な引き上げが急務である。

時間額 1,700 円以上が必要との結果を示した京都総評の最低生計費試算調査や、2 年連続で 1 万筆を超えた京都総評の署名に寄せられた労働者の要求に基づき、抜本的な引上げを求める。

中小企業や京都経済の活性化にとっても最低賃金の果たす役割が一層求められており、その観点からも大幅な引上げを求める。

最低賃金の高低による労働力の流出・移動が生じていることから、格差是正改革として、独自の上乗せ判断の再審議を求める。

専門部会が非公開のため、審議過程に疑念を抱かざるを得ない。改めて全面公開を求めるなどが述べられています。

次に、京都生協労働組合パート部会から提出された異議申出です。

資料ナンバー 1 の 6 ページをご覧ください。

異議の内容は、最低賃金について、時間額 1,700 円以上、少なくとも時間額 1,200 円以上とするべく、再審議を求める。

地域間格差の解消を図った最低賃金となるべく、再審議を求める。

全面公開での再審議と、適切な時機での議事録の公開を求めるというものです。

その理由として、時間額 1,058 円では、フルタイム、これは週 5 日、1 日 8 時間働いたとして年収 203 万円になるが、時給 1,058 円では、健康で文化的な暮らしは送れない。京都府と大阪府の最低賃金額の差が広がっており、地域間格差、特に大阪府との格差を早急に解消するよう求める。

最低賃金の改定が自身の給与に直接関係するにもかかわらず、傍聴もできず、何をもって決定されているのかわからないまま、ただ結果としての金額のみを提示されているのは、到底納得できないなどが述べられています。

異議申出の内容については、以上のとおりでございます。

○岩永会長

はい。ただいま3件の異議申出の内容について、説明をいただきました。

いずれも、50円の引き上げでは不十分であるといったご意見でございました。

ただいま事務局から説明があった異議の内容について、まずは労使双方から意見を求めたいと思いますが、どうですかね。少し時間を確保したほうがよろしいでしょうか。それとも、このままご意見を述べられるということで構わないでしょうか。そのへんまず、ご意見を伺わせていただければと思います。

少しお時間をとるということでよろしいでしょうか。

■千原委員

こちらはこのままで。

○岩永会長

このまま意見を述べられるということですか。

労側は、このままでいいですか。

●大西稔委員

はい。

○岩永会長

それでは、それぞれともに、このまま議事進行を進めて構わないということでございますので、このまま進めたいと思います。

今回は労働者側の団体からの異議でございました。それに対して、まず使用者側のほうからご意見を伺えればと思います。

使用者側のほういかがでしょうか。

■深沢委員

はい。

○岩永会長

深沢委員お願いいたします。

■深沢委員

異議申出書の内容も拝見させていただき、十分そのご主張については、真摯に受け止めたうえで、もちろんその生計費、あるいは最低賃金法の趣旨からすると、生計費の側面だけではなく、賃金、それから支払い能力について、総合的に勘案して決定するものということでございます。

本年度につきましては、生計費を重視した形での目安の設定を、中賃の方からもされているということに十分考慮したうえで、今回の決定に至っているということもあります。また、地域間格差の問題等も含めてご指摘いただいておりますけれども、そういったこともすべて含めて、十分な審議を行ったうえでの決定というふうに、使用者側としては判断しておりますので、再審の必要はないというふうに考えを申し上げたいと思います。以上です。

○岩永会長

ありがとうございました。

使用者側としては、異議申出の中でご指摘いただいているさまざまな点を考慮したうえで、そして中賃の目安も、生計費を踏まえたうえでの、そちらのほうを重視しての答申であったと。そのあたりのところをすべて勘案して、今回の決定、50円の引上げという決定に至っているということでございますので、改めての引上げという審議の必要はないだろうということでございます。

労働者側、お願いいたします。

●大西稔委員

労働者側といたしまして、第2回の審議会で意見聴取いただきました内容も踏まえて、本日いただいた異議申出書の内容も十分加味して、今回の審議には臨まさせていただいております。それを踏まえて、使用者側と議論を尽くして、今回の数字にたどり着いたということで、この申出書の内容につきましては、十分真摯に受け止めたうえでの結論ということで、我々としては、これ以上の審議は必要ないというふうに考えております。以上です。

○岩永会長

ありがとうございます。

労働者側も、異議申出にあった事項については、考慮したうえで審議をして、その結果、この決定に至っているということで、改めての再審議の必要はないだろうというご意見でございました。

それでは公益委員からも、ご意見を伺いたいと思います。

専門部会の部会長、お願いいたします。

○三山部会長

今回、異議申出をされている三つの団体については、7月26日の審議会で意見発表をしていただいております。

専門部会における審議では、公益案を出すにあたって、目安を十分に参酌しながら、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、三要素を総合して勘案したところ、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあることなどを特に考慮して、引上額50円、引上率4.96パーセントの結論に達しました。

今回の申出書に掲げられております生計費などを十分考慮のうえ、さらに中小企業・小規模事業者を対象とした消費税の減免措置や、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策の実施、業務改善助成金について、生産性向上要件なしで活用できるようにするなどの要件緩和、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設、年収の壁に関する抜本的な国としての対策、地域間格差による労働力流出防止について、中賃での再考等について、京都府最低賃金の改正決定答申での付帯決議において、国に対して要望したことを申し添えます。以上でございます。

○岩永会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○岩永会長

それでは、次のようにまとめさせていただきたいと思います。

今回、労働3団体から、異議の申出がございました。いずれも最低賃金額について、50円の引上げでは不十分であるという、そういったご意見でございました。

その理由としては、労働者の生計費とか、物価の上昇といったことをより重視すべきだというご指摘だったと思います。

そのようなご指摘に対して、ただいま労働者側委員、使用者側委員、それぞれからご意見を伺いました。いずれも、そういうご指摘いただいた点については、十分に考慮したうえでの審議の結果であるというご意見を伺いました。

また公益委員からも、最低賃金が消費者物価を一定程度、上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあることなどを特に考慮した結果、今回の50円の引上げという結論に達したという、ご意見がございました。

従いまして、本年度の異議申出に対しては、ただいまの労使のご意見、そして公益委員からの審議過程についてのご意見を踏まえると、50円引上げの8月5日の答申どおりとすることが適当であろうと考えておりますが、いかがでしょうか。

●■○各側委員  
(異議等なし)

○岩永会長

それでは、50円引上げでの答申どおりとすることが適当ということで、事務局で答申文案の作成をお願いいたします。

○清水賃金室長

それでは別室で、答申文案を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

(文書作成のため中断)

(答申文案、配布)

○清水賃金室長

答申文案を読み上げます。

京賃審発第 21号

令和6年8月21日

京都労働局長 角南 巖殿

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃

令和6年度京都府最低賃金の改正決定に係る京都地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和6年8月21日、貴職から、令和6年8月5日付け京都府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するユニオンネットワーク・京都、京都地方労働組合総評議会及び京都生協労働組合パート部会からの異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。

記

異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり、原意見、令和6年8月5日付け京賃審発第18号（令和6年度京都府最低賃金の改正決定について（答申））のとおり決定することが適当である。

以上です。

○岩永会長

答申文については、ただいまの内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員

（異議等なし）

○岩永会長

それでは異議がないようですので、案を取って、局長に答申をしたいと思いません。

事務局は答申文を作成してください。

○清水賃金室長

別室で答申文を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

（文書作成のため中断）

（会長から局長へ、答申文を手交）

○清水賃金室長

それでは、労働局長から一言、ごあいさつ申し上げます。

○角南労働局長

一言、御礼を申し上げたいと思います。

京都府最低賃金の改正に関する異議申出につきましては、ご審議をいただき、ただいまご答申をいただきました。

誠にありがとうございました。

6月27日に改正諮問させていただきまして以来、約2か月間、ご審議いただきましたが、本日で終了ということになります。

今後は今月、8月30日に官報公示と、それから10月1日に発効という予定になってございます。

京都労働局としましては、この官報の公示後に、最低賃金の改正内容それから支援策につきまして、周知広報をしっかりとやってまいりたいと考えております。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また本年、猛暑の中、真摯にご審議いただきましたことにつきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

簡単ではございますが、私のお礼のあいさつとさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

○岩永会長

それでは、次の議事に移りたいと思います。

次の議題は、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る諮問についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○清水賃金室長

説明します。

本年度は、7月26日に開催した本審議会で、金属製品製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業の4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、京都労働局長から諮問が出されました。

また、7月26日には、各種商品小売業が改正決定について、8月20日には、「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」が新設決定について、京都労働局長に対して申出書が出されました。

資料の8ページ、資料ナンバー2が申出一覧表、9ページ以降の資料ナンバー3と4が、その申出書の写しになります。

なお、百貨店等の申出書に記載されている事業労働者数については、本年度の最低賃金基礎調査の対象の母集団である総務省統計局令和4年次フレームを当局で独自集計したものです。令和6年度の日本標準産業分類が改正されたことにより、独自集計を行う必要性が生じたものです。このため、申出が通常よりも遅い時期になったものです。

本日は、「各種商品小売業」と「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」について、局長から、特定最低賃金の改正決定、または新設決定の必要性の有無について諮問をさせていただくこととなります。

局長、会長、準備をお願いします。

（局長から会長へ、諮問文を手交）

○清水賃金室長

それでは、諮問文の写しを配布させていただき、事務局から諮問文を読み上げます。

(諮問文の写し配布)

○清水賃金室長

諮問文を読み上げます。

京労発基 0821 第 2 号

令和 6 年 8 月 21 日

京都地方最低賃金審議会 会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長 角南 巖

京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下表のとおり最低賃金の改正決定を求める申出があったので、同法第 21 条の規定により、当該最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以下、二つの業種が書いてあります。上のほうから順番に、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」となっており、「各種商品小売業」が改正決定の必要性、「百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア」が新設決定の必要性の有無について、京都地方最低賃金審議会の意見を求めるとの内容でございます。

では、局長から一言お願いいたします。

○角南労働局長

今回、改正決定、それから新設決定、それぞれ一つずつということで申出がございましたので、これを受けまして諮問をさせていただきました。

特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより設定していただくものでございます。

改正決定と新設決定の必要性につきまして、7月26日の第2回審議会で、4業種の必要性の諮問をさせていただいているところではございますけれど、それと併せまして、6業種についてご審議を賜りたいと、このように考えてございます。よろしくお願いいたします。

○岩永会長

ただいま局長から、新たに二つの特定最低賃金について、改正決定と新設決定の必要性の有無について諮問を受けました。今後これらについても当審議会で審議をすることにいたします。

本日、予定されていた議題は以上となりますが、事務局から何か連絡事項等ありましたら、お願いします。

○清水賃金室長

ご審議ありがとうございました。

京都地方最低賃金につきましては、8月30日に官報公示、10月1日に発効の予定となっており、今後の公示等の手続きを進めてまいります。

事務局からは以上です。

○岩永会長

ただいまの事務局の説明に対して、何か質問等はございませんでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし)

○岩永会長

ないようですので、本日の審議会は、これで終了いたします。

どうもありがとうございました。

(終了)

以上